

# 仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

(平成18年10月20日都市整備局長決裁)

(趣旨)

**第1条** この要綱は、仙台市耐震改修促進計画に基づき、地震時における緊急輸送道路の機能及び避難・救護等の拠点機能を確保し、もって震災に強いまちづくりを推進するため、緊急輸送道路沿道の建築物の所有者等が行う耐震診断に要する経費に対し、予算の範囲内において 補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 緊急輸送道路 仙台市地域防災計画において、緊急輸送道路として位置付けられた道路
- 二 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に基づき建築物の耐震性を評価するもの
- 三 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する一級建築士事務所又は同法第2条第2項に定める一級建築士

(補助対象道路)

**第3条** この要綱に基づき優先的に沿道建築物の耐震化を促進すべき道路（以下「補助対象道路」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- 一 仙台市耐震改修促進計画において、優先的に沿道建築物の耐震化を促進すべき道路のうち、高規格幹線道路等と中心部を結ぶアクセスの基軸となる幹線道路
- 二 緊急輸送道路

(補助対象建築物)

**第4条** この要綱に基づき耐震診断を行う建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- 一 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの又は建築基準法施行前に着工されたもの
- 二 補助対象道路に敷地が接し、地震によって倒壊した場合において、当該路線の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして別に定めた要件を満たす建築物

- 三 延べ床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上の耐火建築物又は準耐火建築物
- 四 過去に、この要綱に基づく補助金の交付の対象となった建築物でないこと

(補助金の交付対象者)

**第5条** この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- 一 補助対象建築物の所有者等であること
- 二 国、地方公共団体その他公共団体又はこれらの者に準ずる者若しくは大規模な事業者として別に定める者以外の者であること
- 三 暴力団等と関係を有していないこと

(補助対象事業)

**第6条** この補助金の交付対象となる事業は、補助対象建築物の所有者等が、耐震診断者に対して依頼し実施する当該建築物に対する耐震診断とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

**第7条** 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(耐震診断事業の補助金交付申請)

**第8条** この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断の着手前に仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- 一 補助金の交付対象者であることを証する書類
- 二 補助対象建築物であることを証する書類
- 三 耐震診断者が作成した耐震診断仕様書及び見積書
- 四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(交付の決定等)

**第9条** 市長は、申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等(以下「審査等」という。)を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、交付すると決定したものについては、仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

- 2 申請をした者は、前項の通知後に事業に着手するものとする。
- 3 市長は第1項に規定する審査等により、交付しないと決定したものについては、仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金不交付通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

(申請の取下げ)

**第10条** 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から起算して30日以内に仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請取下届出書(様式第4号)により行うものとする。

(補助対象事業の変更、中止又は廃止)

**第11条** 第9条第1項の規定により通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業を変更(軽微な変更を除く。)、中止又は廃止をするときは、仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し承認を受けなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、事業内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないものとする。

3 第1項の申請に対する承認は、仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により行うものとする。

(完了報告)

**第12条** 規則第12条の規定による耐震診断事業の完了に係る報告は、事業完了後30日以内に、仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業完了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 一 耐震診断結果報告書(建築物の住所・呼称、調査日、耐震診断者の名称、調査・診断方法、診断結果が記載されたもの)の写し
- 二 耐震診断者と締結した契約書の写し
- 三 耐震診断に要した経費に係る耐震診断者からの請求書その他の書類の写し
- 四 耐震診断箇所の現場調査写真

(補助金の額の確定等)

**第13条** 市長は、前条の規定による完了報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金の額の確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

**第14条** 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合は、仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付請求書(様式第9号)を、補助対象事業を実施した会計年度の3月31日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けた場合、補助対象経費を支払ったことを証する書

類の写しを速やかに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

**第15条** 市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 この要綱の規定に違反したとき
- 二 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき
- 三 その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 前項の取消しは、仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により行う。

(補助金の返還)

**第16条** 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

3 前2項の返還命令は、仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金返還命令書(様式第11号)により行う。

(立入り検査等)

**第17条** 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象建築物の耐震化等が適切に図られるよう必要な措置を講ずるよう指導をすることができる。

(調査に対する協力)

**第18条** 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。また、補助対象建築物の耐震改修工事、建替え又は解体除却を実施した場合には、速やかに仙台市に報告しなければならない。

(書類の整備)

**第19条** 補助事業者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、5年間保存しなければならない。

(実施要領)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局建築宅地部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成22年3月31日改正)

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成23年5月31日改正)

この改正は、平成23年6月1日から実施する。

附 則 (平成25年4月22日改正)

この改正は平成25年4月23日から実施する。

附 則 (平成28年3月28日改正)

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 (令和8年3月31日改正)

この改正は、令和8年3月31日から実施する。

別表

補助対象事業	対象経費	補助金の額
耐震診断	耐震診断に要する経費で耐震診断者に対して支払う経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）。  ただし、延べ床面積に1㎡当たり1,000円を乗じた額又は450万円のうち少ない額を上限とする。	対象経費の3分の2以内の額とする（その額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。）。